

令和7年度琴浦町補正予算

(12月臨時議会) 事業説明書

目次

総務課	2
子育て応援課	10

令和7年度 事業説明書 (8号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	1619	事業名	物価高騰対応重点支援商品券配付事業	事業区分	□新規 ■継続	
担当課	総務課		担当係	行政総務室		
予算区分	款	2 総務費	項	1 総務管理費	目	12 物価高騰対策費
まちづくりビジョン	(3) 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり			① 誰一人取り残さない地域内での福祉の充実		
	重点事業					

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	0	0	0	0	0	0		
今回補正額	162,401	162,401	0	0	0	0		
補正後予算額	162,401	162,401	0	0	0	0		
前年度予算額					前々年度決算額			

3 補正予算の概要

補正予算の概要	物価高騰に対する町民支援として、第5弾となる、ことうら商品券の配付を行う。【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業】			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額 (千円)	補正前予算現計
物価高騰対策町民支援商品券配付事業【第5弾】	物価高騰に対する町民支援として、第5弾となる、ことうら商品券の配付を行う。 ○配付対象 令和8年2月1日現在、琴浦町に住民票を有する町民(外国人含む) 参考値：12月1日現在、6,435世帯、15,452人 ○配付額 1人あたり10,000円 ○配付方法 郵送による配付(申請不要) ○使用期限 令和8年6月30日 ○経費 ◇委託料 2,300千円 商品券換金に関する事務委託料 ◇交付金 154,520千円 利用後の商品券を換金するため、券面金額に相当する金額を商品券換金事務委託者に交付 ◇通信運搬費(郵送代) 2,917千円 ・全戸郵送 440円×6,435世帯=2,832千円 ・再郵送 440円×6,435世帯×3%=85千円 ◇印刷製本費 2,134千円 ・商品券(ブック形式) 1,364千円 ・発送用封筒 770千円 ◇消耗品費 30千円 商品券発送時に使用する事務用品代 ◇時間外勤務手当 500千円 発送事務及び精算事務に係る時間外勤務手当	国10/10	162,401	0
	合計		162,401	
その他事業内容				

令和7年度 事業説明書 (8号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	1680	事業名	物価高対応子育て応援手当支給事業	事業区分	■新規 □継続
担当課	子育て応援課	担当係	こども未来係		
予算区分	款 3 民生費	項 2 児童福祉費	目 1 児童福祉総務費		
まちづくりビジョン	(1) 新しいひとの流れをつくりだす共生のまちづくり		⑥ 子どもを産み育てやすい環境づくり		
	重点事業				

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	0	0	0	0	0	0		
今回補正額	48,900	48,900	0	0	0	0		
補正後予算額	48,900	48,900	0	0	0	0		
前年度予算額					前々年度決算額			

3 補正予算の概要

補正予算の概要	物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため物価高対応子育て応援手当(現金)を支給する。			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額 (千円)	補正前予算現計
物価高子育て応援手当事業費 【新規】	・物価高子育て応援手当 46,000千円 @20,000円/人×対象児童数2,300人(見込み)	国10/10	46,000	0
物価高子育て応援手当事務費 【新規】	・事業に係る事務費 2,800千円 (消耗品費、振込手数料、郵送料、システム改修費) ・時間外勤務手当 100千円	国10/10	2,900	0
	合計		48,900	

○支給対象者数：約1,300人(見込み) ※児童手当支給対象児童(高校生年代まで)を養育する父母等

○支給対象児童数：約2,300人(見込み) ※対象児童には、令和8年3月31日までに生まれる新生児も含む

○支給時期：令和8年3月下旬(予定) ※システム改修終了後すみやかに支給

物価高対応子育て応援手当

事業の目的

物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のこどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給する。

支給対象者

児童手当支給対象児童(令和7年9月30日時点)を養育する父母等(対象児童数 約1,780万人)
※対象児童には、令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに生まれる新生児も含む

給付額

こども一人当たり 一律 **2万円**

所要額

3,700億円程度(事務費含む。全額国庫負担で実施)

実施主体

令和7年9月30日時点での児童手当受給者(主たる生計維持者)の住所地市町村(特別区を含む)

事業スキーム(「プッシュ型」で支給)

市町村
(特別区含む)

① 応援手当の案内チラシ・希望しない場合等の申出書の送付

② (希望しない場合等、必要であれば) 申出書の返送

③ 児童手当登録銀行口座等への振込

子育て世帯

・高校生年代まで：原則「プッシュ型」で支給。
※公務員については市町村が必要なデータを把握していれば、「プッシュ型」支給が可能。(それ以外の者については要申請)
・新生児：出生届・児童手当認定請求等と併せて要申請が原則。ただし、児童手当認定請求済み者は「プッシュ型」支給が可能。